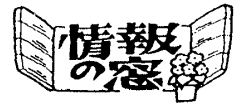


日本学術会議 経営管理工学専門委員会
第17回シンポジウム ルポ



岡田 勇 (創価大学)

日本学術会議 経営管理工学専門委員会主催の第17回研連シンポジウムが、6月15日(金)に、東京新宿にある工学院大学において開催された。このシンポジウムは日本オペレーションズ・リサーチ学会を含む、経営管理工学専門委員会の関係7学会が毎年交代で幹事を担当し開催しているもので、日本開発工学会が幹事を務めた今回は「ビジネスモデル特許のゆくえ」というテーマで開催された。参加者は150名を超えており、企業トップの方や弁護士弁理士の方など、ビジネス現場において実際にビジネスモデル特許と格闘している方々が多く、テーマへの関心の高さが伺えた。竹村之宏多摩大大学教授の司会で、まず、はじめに、日本学術会議会員の久米均中央大学教授から開催の挨拶があり、以下の4件の特別講演が行われた。

特別講演(1) 「ビジネスモデル特許とは何か ～IT革命と知的財産権～」

最初に日本における特許法の第一人者である東京大学大学院法学・政治学研究科の中山信弘教授の講演が行われた。

まず、「ビジネスモデル特許」という呼び方は日本独特の名称であり、「モデル」という抽象的表現は、通常特許法にはなじまないそうである。ビジネス特許騒動は、ステートストリート事件におけるアメリカの裁判が発端である。それまでは製造業などの限られた業種だけが知的財産部門を持ち、特許関連を扱っていたが、この裁判によってそれまで特許とは無縁の業界であった流通や金融業が巻き込まれることになった。

しかし、法律に変更がないので、ビジネスモデル特許といえども従来の特許と変わりはない。そもそも、特許法の成立目的は産業発展のためにほかならない。つまり、技術の独占的利用を許可することで、発明へのインセンティブを与えることをめざし、権利が成立したのである。ソフトウェア特許を認めないという説もあるが、国際規約WTOの10条でソフトウェアに関する権利保護が認められているので、実務上は認められている。このソフトウェア特許とビジネス特許の

境界が引けないので、実務上はコンピュータを利用していけば、ビジネス特許であっても認めないわけにはいかない。

ビジネス特許の問題点は、1) 特許とはなじみの薄い業界が巻き込まれた点、2) 実態がまだ不明である点である。判例はアメリカですら少なく、実質的効力は未定というのが現状である。日本司法はおそらく「有効性は認めるが保護の範囲はかなり抑制的」であろうと思われる。これは日本司法が法的安定性を重視していることから予想できる。例えば、日本のビジネスでもアメリカの特許権を侵害する場合はどうなるであろうか。これについてはあまり心配しなくても良い。なぜなら、3つのハードルがあるからである。それは裁判の管轄権のハードル、準拠法が日米どちらにあるかというハードル、そして管轄権も準拠法もアメリカであるとしても執行するには日本の裁判所の承認が必要であるというハードルである。

現在の特許制度は、審査官が否定できなければ認めるという審査制度であり、現在は、先行事例がないのでドキュメントが存在していないため認めやすいと思われる。すなわち、今は混乱しているが将来は安定することが示唆される。特許権の強化がなされれば、独禁法の強化を行うのが均衡上大事になってくる。

特別講演(2) 「ビジネスモデル特許の現状と課題」

次に金融工学の權威で、カーマーカー特許で8年以上ソフトウェアの法廷闘争を実際に行っている中央大学理工学部の今野浩教授の講演が行われた。

ビジネスモデル特許の当事者は、ビジネスプレーヤー、法制度者、技術者であるが、このうち、技術者は声が小さいが最もビジネスモデルに憂慮している。技術者が他人にまかせておいたのが、騒動の一因であり、これからは技術者がしっかり発言する必要がある。

ビジネスモデル特許の前に、ソフトウェア特許が認められたのがそもそも良くない。ソフトウェア特許には、1) ソフトウェアは自然法則に基づく発明といえ

るか。2) 数学は対象外、ソフトウェアは対象とするというなら、数学アルゴリズムと非数学アルゴリズムという2段階審査は可能か。3) 新規性の判定。4) 技術の開示(ソフトウェアはアルゴリズムをいかにインプリメントするのかといったディテールが最も大事となるが、特許ドキュメントにはそれがない)。5) 審査の品質といった問題があるからである。

それでは、ソフトウェア特許は技術者にとって発明のインセンティブになるか? 私はならないと思う。技術者から見ると、ソフトウェアは迂回路がない(代替技術がない)ので、競争制限的に働いてしまう点が大変好ましくない。また、経験的にいったん成立した特許を覆すことは極めて困難である。そのためには知的財産権法の適切な運用が不可欠である。そこで、日米欧の技術者や法律家の連帯でまともな制度を作るべきであると提案したい。アマゾンドットコムのベゾス氏のリップサービスをリップサービスで終わらせてはいけないと思う。

特別講演(3) 「わが社のビジネスモデル特許への取り組み」

3番目に、東芝で対米の特許ライセンスを担当している(株)東芝知的財産部デジタル著作権担当部長光主清範氏の講演が行われた。

アメリカでは、Pure BusinessとEC Businessがきちんと立て分けられている。ビジネスモデル特許成立の発端は、実務的には1983年マイコンの発明にあると思う。この時に様々な製品にマイコンをつけて特許申請がなされた。よってクレーム作成のため「機能をもとと見なす」発想が要求された。日本では1998年に媒体特許が認められたが、この制度はやや無理がある。そして2001年にソフトウェア特許が正式に認められた。

有名なビジネスモデル紛争としてAmazon.comとBarnesandnoble.comやPriceline.comとMicrosoftの紛争がある。世界レベルでみるとビジネス特許には、日本、欧州、米国の3極がある。欧州が最も否定的であり、地域内で意思統一をして議論をしようとしている。一方、米国が最も肯定的で、他国がもたつく前にダッシュしようという意図があるように感じられる。

最後に、東芝が実際に出願している、または特許権が取得されたビジネスモデル特許として、たとえば、駅前探検倶楽部サイトでは地図情報表示方法があり、フレッシュアイサイトではインターネット検索サーバ

や文書検索結果表示の方法などがある。

特別講演(4) 「日本企業におけるビジネスモデル特許戦略」

最後に、(株)リコーの前専務取締役で、1988,89年の特許法改正においては産業界の代表として尽力された酒井知財経営研究所代表酒井一弘氏の講演が行われた。

アメリカでは憲法で特許を認めている。それも憲法に特許の記述が出てくるのは、発布の11年後、1787年からであり、1790年連邦法の第1号が特許法だったことを考えると、アメリカは特許を保護する(=プロパテント)という思想が根底に息づいていると思われる。プロパテントの最初は、リンカーンであろう。彼は南北戦争の頃に、特許を保護する政策を打ち出した。これで、タイプライター、電話、カメラ、自動車などが相次いで発明され、ビジネスとなりアメリカ発展の礎となっている。エジソンは1093件のパテントを持っている。1929年の世界恐慌が引き金となって、アメリカは以後50年間、アンチパテントの時代を迎える。

それがまたプロパテントの時代を迎えるようになったのは、ヒューレッドパッカード社の社長であるヤング氏のレポート(ヤングレポート)からである。この報告書に基づき、レーガン政権でプロパテントの時代が復活した。アンチパテントの時代は、CASF(日本でいう高等裁判所)において10分の8が特許そのものが無効であるという判例となっていたが、プロパテントの今は10分の6が有効と判断されている。このため、CASFは特許の墓場だったのが、特許の揺りかごへと変化することになった。

日本では、1885年に福沢諭吉が高橋是清に命じて作らせたのが最初である。最初は審査官がいなく大変だった。この状況は、今のビジネスモデル特許と似ていると思う。現在の特許取得数は月60件であるが、だんだん審査が厳しくなっている。今後考えられる、新たな特許権取得者は、1) パソコン精通者と専門家の合作。2) 顧客不満に敏感なアイデアマン(顧客デマンドの解決)。3) クレームがきちんと書ける人などであろう。

将来を簡単に予測してみたい。2001年から3年までは、ガイドラインの作成や登録ラッシュが続くであろう。2003年から6年ぐらまでは、係争事件が多発すると思われる。そして2006年ぐらになって、ビジネス特許は安定期に入ると思う。

最後にシンポジウムの締めくくりとして、柳田博明日本開発工学会会長が、多数の参加者があったことに感謝しつつ、「良く分からないものが来て、良く分からないながらも走らなければならない時代となったけ

れども、こういう時代だからこそ面白いと思う。お互い頑張りましょう」と参加者にエールを贈り、大盛況のうちにシンポジウムは幕を閉じた。

名誉会員訃報

小野勝次氏（名誉会員，フェロー，元会長，名古屋大学名誉教授）
平成13年8月18日，老衰のためご逝去されました。享年92才。
謹んでご冥福をお祈りいたします。

会合記録

7月11日(水)	機関誌編集委員会	11名
7月17日(火)	庶務幹事会	8名
7月24日(火)	研究普及委員会	13名
	表彰委員会	7名
7月27日(金)	理事会	13名

第2回理事会議題 (13-7-27)

平成13年度第1回理事会議事録の件
入退会承認の件
定款改正の件
著作権規程改正の件
情報公開規程新設の件
印章管理規程の件
平成14年度役員・評議員選挙の件
国立情報研究所電子図書館サービス覚書の件
第1・四半期収支報告(含40周年特別会計)の件
第19回学生論文賞候補の件
第45回シンポジウム終了および決算報告の件
平成13年度春季研究発表会終了
および決算報告の件
第47回シンポジウムの件
その他